

3.8 国際女性デー

憲法 24 条、女性差別撤廃条約を遵守！ 民法改正を求める院内集会

アピール

選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続分差別規定撤廃の民法改正は、1996年2月に法制審議会から答申されましたが、17年以上が過ぎても実現していません。

民法改正を公約に掲げ、野党時代に議員立法案を提出してきた民主党が09年9月に政権をとったにもかかわらず、閣議決定には至りませんでした。また、当時の野党からも議員立法案の提出がなかったため、97年以降続いた法案提出が2010年に途切れるという残念な結果となりました。

法改正の見通しが立たない中、2011年2月には、夫婦同氏規定の違憲性を問う初めての国家賠償訴訟が提起されました。また、2012年4月には旧姓使用権を求める裁判が提起されました。婚外子への相続分差別規定については、高裁レベルで違憲判断が相次ぎ、立法府に法改正を促してきた最高裁が今年2月27日、審理を大法廷に回付しました。近く、違憲判断されるものと大いに期待されます。

民法改正を求める声の高まりは国内だけに留まりません。93年以降、国連の各人権委員会は日本政府に対し改善を勧告しています。とりわけ、女性差別撤廃委員会は再三の勧告に従わない日本政府に対し、どのような措置を講じたか再度報告を求めました。

また、内閣府の世論調査では、2006年に続き、60歳未満では男女とも全ての年代で選択的夫婦別姓制度に賛成が反対を上回りました。多くの国民が法改正を求めているにもかかわらず、今国会でも提出予定法案になっていません。さらに、「家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等」を定めた憲法24条を変えようとする動きが出ていることに、私たちは大変憂慮します。

民法改正が実現しないこと、人権政策の立ち遅れは立法府、政治の問題です。人権政策を重視しない政治は、あらゆる場面で少数者や社会的に弱い立場の人たちを排除してしまいます。今年夏の参議院選挙において、人権政策を重視する議員が多数を占め、早期改正が実現するために、私たち一人ひとりの力を結集しましょう！

2013年3月8日

集会参加者一同